

違反対象物

高知市消防局 公表制度

検索

# 公表 制度

火災予防上危険な建物情報の

# 「公表制度」に

# ご協力ください

高知市  
消防局

違反対象物の公表制度とは？  
建物を利用しようとする方がその建物の危険性  
に関する情報入手できるように、消防署等が把握  
した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

## 目的

重大な違反のある防火対象物の情報を公開することにより、利用者自らがその防火対象物の利用について判断できるようにすることで、火災被害の軽減を図ることを目的としています。

危険と判断された建物情報の提供を

消防職員の判断で止める(しない)ことはできません。

決して、建物関係者のみなさんに罰則を与える制度ではありません！



## 知らないうちに公表対象になっているかも？

あなたが所有(管理、占有)する建物が、以下に該当する場合は、公表の対象になっているかもしれません。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖(変更)工事

公うま  
表ちさ  
対のか  
象建・  
に物・  
？が・



## 公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物※です。

※消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イに掲げる防火対象物

(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	(4)項	百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
	ロ	公会堂、集会場	(5)項	イ 旅館、ホテル、宿泊所等
(2)項	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	(6)項	イ 病院、診療所、助産所
	ロ	遊技場、ダンスホール		ロ 老人短期入所施設等
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		ハ 老人デイサービスセンター等
(3)項	ニ	カラオケボックス等	二 幼稚園、特別支援学校	
	イ	待合、料理店等	(9)項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
	ロ	飲食店	(16)項	イ 複合用途防火対象物

## 公表の対象となる違反

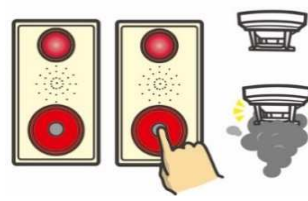
公表の対象となる建物(上記)のうち、消防法令により以下のいずれかの消防用設備等の設置が義務付けられているにもかかわらず、消防法令に違反して**設置されていないもの**が対象となります。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## 公表する内容

高知市では、これらの情報をホームページ上で公表しています。

居酒屋に「自動火災報知設備」が設置されていなかった場合。

防火対象物の名称  
(例:大衆居酒屋〇〇〇〇)



防火対象物の住所  
(例:高知市丸ノ内一丁目〇番〇号)

公表の対象となる違反  
(例:自動火災報知設備未設置)